

保育利用申込み等における 育児休業の取扱いについて

育児休業の取扱いについて

八戸市では、多様な働き方に対応するため、法律に基づかない育児休業（法人独自の育児休業）や自営業の方の育児に伴う休業を、保育利用申込み等において、法律に基づく育児休業と同様に取り扱います。

1. 育児休業として取り扱う期間

- 雇用主がある場合
就労証明書に記載された期間。※最長で子どもの満2歳の誕生日の前日まで。
- 自営業の場合
子どもが生まれた日から満1歳の誕生日の前日までに育児のために休んだ期間。満1歳の誕生日までに保育所等に入所できなかった場合は、入所するまでの期間（入所後1か月以内に復職）。
※最長で子どもの満2歳の誕生日の前日まで。
- 雇用主がある場合と自営業の場合、どちらも2歳に達する月の末日が属する年度の翌年度に小学校就学の始期に達するときは、最長で卒園まで育児休業として認定します。

2. 新規申込や継続利用について

- 新規申込児童について
 - ・保育利用通常の新規申込のほか、保育利用予約の新規申込ができます。
 - ・通常申込の利用調整において、復職点（入園希望日の前後1か月以内に復職する場合に付く加点）の対象になります。
- 入所中の児童について（継続利用）
 - ・自営業の方が出産しその子どもの育児のために休業したとき、すでに保育所等に入園している兄妹がいる場合は、「妊娠・出産」の認定期間が終了するまでに復職しなければ退所となっていましたが、「育児休業」で認定することができ、継続して保育所等を利用できるようになります。

3. 新規申込や継続利用にあたっての注意点

- 新規申込児童について
 - ・入所希望日について
 - ・雇用主がある場合、満2歳の誕生日の前日より前の入所希望日を申し込む必要があります。
※この入所希望日は、育児休業給付金の支給期間延長の要件とは関係ないのでご注意ください。
詳しくは、職場またはハローワークへご確認ください。
 - ・自営業の場合、満1歳の誕生日の前日より前の入所希望日を申し込む必要があります。
 - ・育児休業として取り扱う期間が終了している児童の保育利用予約の新規申込について（兄弟同時申込）
育児休業（雇用主の場合：満2歳の誕生日の前日まで、自営業の場合、満1歳の誕生日の前日まで）に係る子どもと同時に申し込む場合に限り、育児休業として取り扱う期間が終了している児童の保育利用予約の新規申込を受け付けます。
- 入所中の児童について（継続利用）
 - ・自営業の場合の育児休業への認定変更による継続利用について
育児休業を取得する前に収入がなかった場合、育児休業の取得を認められないことがあります。

【お問合せ】 八戸市こども未来課（市庁別館2階）

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

電話（直通）0178-43-9094

（代表）0178-43-2111

FAX 0178-43-2144